

陽風園役員等報酬規程

(目的)

第1条 定款第8条及び第22条第1項の規定に基づき、陽風園役員等の報酬を次のとおり定める。

(報酬)

第2条 定款第5条に定める評議員、定款第15条に定める役員及び陽風園の事業運営のため地域代表者等として委嘱する各種委員等に対し、その勤務実態に応じて必要な報酬等を支給することができる。

2 前項の報酬等は、別表1「役員等報酬表」に定める額とする。

3 第1項の報酬等で、月毎に支給する報酬は、陽風園給与規程第4条で定める給与の支給日に本人が指定する銀行に振り込む。

4 第1項の報酬等で、会議等に出席した場合の報酬は、その都度、本人が指定する銀行に振り込む。

(その他)

第3条 前条第2項の「役員等報酬表」の月毎に支給する報酬を計算する場合、その計算方法は、陽風園給与規程に準拠する。

附則

1 この規程は、平成29年6月23日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、従前の陽風園役員等報酬規程（平成9年4月1日施行）は、これを廃止する。

附則（平成30年6月22日一部改正）

1 この規程は、平成30年6月22日から施行する。

附則（令和元年6月20日一部改正）

1 この規程は、令和元年6月20日から施行する。

附則（令和3年6月25日一部改正）

1 この規程は、令和3年6月25日から施行する。

附則（令和7年7月25日一部改正）

1 この規程は、令和7年7月25日から施行する。

別表 1 役員等報酬表

	区 分	月毎に支給する報酬	会議等に出席した場合の報酬
役 員	理事長	週 1 日勤務の場合は 200,000 円、 週 2 日勤務の場合は 250,000 円、 週 3 日勤務の場合は 300,000 円、 週 4 日勤務の場合は 350,000 円、 週 5 日勤務の場合は 400,000 円とする。 ただし、給与規程に準じた期末勤勉手当 及び通勤手当を支給することができる。	支給しない。
	専務理事 常務理事	支給しない。	支給しない。
	理 事	支給しない。	15,000 円 ただし、入札に立会う場合は 5,000 円とする。
	理 事 (施設管理者)	支給しない。	支給しない。
	監 事	支給しない。	15,000 円 ただし、入札に立会う場合は 5,000 円とする。
	評議員 評議員選任・解任委員 第三者委員	支給しない。	15,000 円 ただし、入札に立会う場合は 5,000 円とする。
	各種委員等	支給しない。	5,000 円
	顧問	支給しない。	15,000 円

ただし、同日に複数の会議等に出席した場合は、1 の会議等に出席したとみなす。

陽風園役員報酬額について

定款第 22 条の規定により、役員の報酬額の上限を次のとおり定める。

報酬額の上限

区 分	報酬額の上限
理事長	6,700,000 円
専務理事 常務理事	無報酬
理事	100,000 円
理事(施設管理者)	無報酬
監事	150,000 円

【参考】区分ごとの報酬額の上限の積算根拠

月額報酬等	会議等に出席した場合の報酬
給与月額(最高) 400,000 円 通勤手当月額 4,400 円 期末勤勉手当(職員に準じる) (参考) 令和 6 年度実績 4.6 か月分	なし
なし	なし
なし	理事会 6 回分
なし	なし
なし	理事会 6 回分 評議員会 1 回分 監査 2 回分 入札立会 3 回分

(参考) 社会福祉法人陽風園定款

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 22 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。